

# 工事仕様書

戸田ボートレース企業団  
総務部施設課

- 1 件 名 自動火災報知設備更新工事
- 2 目 的 既存設備の機能維持及び予防保全を目的とする。
- 3 場 所 埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号  
戸田モーターボート競走場
- 4 契約期間 契約締結日より令和 9 年 9 月 3 0 日 (水) まで

## 5 工事内容

### (1) 対象機器

本工事は自動火災報知設備一式を更新するものであり、更新対象の機器は下表のとおり。

品 名	型 式	数 量
複合 GR 型受信機	R-24C 受信機 2040AD	1 台
防災監視盤	C12 ディスプレイシステム	1 台
中継器盤	特型 (既存外箱流用可、内部ユニット更新)	63 台
ガス漏れ検知器用電源	FRRJ011-Y-PG24-3D (外箱無) FRRJ011-Y-PG24-3D (外箱有)	2 台
防排煙表示灯用電源	FRRJ001-Y-08-100	3 台
非常電源装置	FYJJ001-R-04-60	1 台

### (2) 既存機器撤去処分

設備の更新後、撤去済みの旧機器を適切に分類・処理し、廃棄物処理法等に則って廃棄すること。

### (3) 機器試験

本工事にて更新する自動火災報知設備の複合 GR 型受信機及び防災表示盤 (総合操作盤) については、消防法、同施行規則並びに自動火災報知設備の技術基準に基づき、所轄消防署立会のもと単体試験及び連動試験を実施するものとする。

試験は火災表示、地区表示、音響鳴動、復旧操作、電源切替等について正常動作を確認すること。

(4) 消防申請

設備更新に伴う各種申請を所轄消防署に行うこと。

(5) 火災未監視時間

火災未監視時間は可能な限り短縮するものとし、やむを得ず発生する場合は事前に発注者と協議のうえ、安全対策を講じること。

(6) 有資格者の配置

自動火災報知設備の施工、調整及び技術的判断については、第1種火災報知システム専門技術者及び消防設備士（甲種第4類）を配置して実施するものとする。なお、各資格者は当該作業期間中、現場に配置すること。

## 6 完成図書

成果品として、以下の書類一式を綴じたものを2部提出すること。

(1) 契約書の写し（仕様書、積算内訳書を含む）

(2) 完成図（機器仕様図等）

竣工図は電子データ（PDF等）でも提出すること。

(3) 取扱説明書

(4) 工事写真

着工時、施工中、および竣工時の各段階で写真を撮影し、各写真には作業日および工程名称を明記すること。

(5) 作業日報

(6) 保証書

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(8) その他監督職員の指示したもの

## 7 貸与図書

本工事に伴う貸与図書は下記のとおり

(1) 工事仕様書（本書）

(2) 工事積算書

(3) 参考図面

(4) 開催日程表

## 8 その他

(1) 着工に先立ち、以下の書類を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。

- ア 着工届
- イ 現場代理人等届
- ウ 現場員届
- エ 工程表

- (2) 工事の一部を協力業者に委託する場合は、その旨を現場員届に明記し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は作業日ごとに作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるよう、適切に保管すること。
- (4) 工事作業は原則として本競走場の開催日を除く9時から17時の間に行うこと。  
ただし、上記時間外に作業を実施する必要がある場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。  
また、第三者の安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に発注者と調整を行うこと。
- (5) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、必要な諸官庁への手続きが発生した場合は、受注者の費用負担にて速やかにこれを行うこと。  
なお、当競走場周辺の道路は大型車両の進入禁止区域であるため、所管公署である蕨警察署へ事前に調整を行うこと。
- (6) 施工に当たっては、適切な養生を行い、設置場所の設備等に損害を与えないこと。  
なお、万が一損害を与えた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。
- (7) 請負業者は、当競走場の開催日程を十分に把握し、いかなる場合においても開催運営に支障をきたさないよう適切に対処すること。
- (8) 本工事における請負金額および工期の変更については、発注者が必要と認めた場合を除き、原則として行わないものとする。
- (9) 当競走場内で作業を行う際は、工事名及び業者名が記載された名札を必ず着用すること。
- (10) 大型重機や金属製の足場等を使用する場合は、近傍のTBSラジオ電波塔の影響により感電や発熱等の障害が発生する恐れがあるため、十分に留意して施工すること。  
また、必要に応じてTBSラジオ電波の停波予定を確認し、事前に関係者と協議を行うこと。
- (11) 資材等の搬入時は発注者の立会い検査を行い、承認を受けること。また、検査時は工事名、請負業者名、日時、検査項目、材料名等を記載した写真を撮影すること。
- (12) しゅん工後、速やかにしゅん工届及び検査願を提出し、発注者による検査を受け、承認を得ること。

- (13) 受注者は以下のいずれかの事由が発生した場合、直ちに損害を賠償すること。
- ア 自己の責任によって発注者または第三者に損害を与えたとき。
  - イ 契約解除により発注者が損害を被ったとき。
- (14) 電子請求書に対応していないため、紙の請求書の提出を必須とする。
- なお、紙請求書の発行にかかる費用は受注者の負担とする。